

「健康保険 第三者の行為による傷病事故届」について

届出記入上の注意

1. この届出は被保険者本人又は家族が、第三者の不法行為(交通事故等)で負傷病し、健康保険で治療を受けることとなった時に速やかに、健康保険組合に提出してください。
2. 労災（業務上や通勤途上での事故）に該当する場合は、健康保険での給付は受けられません。健康保険証を使用した時は、健康保険組合が支払った医療費について返還していただくこととなります。速やかに事業所担当者及び労働基準監督署にご相談ください。
3. この届を提出して健康保険で保険給付を受けた時は、その給付の価額の限度において当健康保険組合が加害者や損害保険会社に対して損害賠償請求権を代位取得することになります。（根拠条文;健康保険法第 57 条）
4. 加害者不明の場合はわかる範囲で記入し、添付書類についてもできる範囲で構いません。
5. 犯罪による被害を受けた方は、被害者情報を加害者に開示しないようお申し出ください。

ご提出書類について

1. 第三者の行為（含自損行為）による傷病事故届（その1～4）
2. 交通事故証明書 … 安全運転センターで発行されます。尚、最寄りの警察署・派出所でも「交通事故証明書交付申請書」が備えていますのでお問合わせください。
※人身事故扱いの交通事故証明書が入手できなかった場合は、人身事故証明書入手不能理由書
3. 診断書（写し）
4. 誓約書（事故の相手が記入）
5. 念書（受診者が記入）
6. 示談書の写し
※示談がすでに成立している場合は必ず添付してください。

お問合せ・ご提出先

〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷 2-37-9

全国設計事務所健康保険組合 業務部 給付グループ

電話 03-3404-7344（業務部直通）